

鎌倉・九条の会 ニュース

第28号 2021年 1月 発行

鎌倉・九条の会

TEL:0467-24-6596

FAX:0467-60-5410

0467-24-6577



Email:kamakura9jo@gmail.com

HP:http://kamakura9-jo.net

鎌倉・九条の会 学習会

緊急事態条項は憲法に必要か！

講師 清水 雅彦 (日本体育大学教授・憲法学)

2020年10月31日(土) 14:00~

鎌倉芸術館3階 集会室

この学習会は、4月に「自衛隊を憲法に書き込む危険！」というタイトルで開く予定でした。ところが皆さん御存じのような事態で、半年後ようやく開催することができました。

この間、コロナに乗じて緊急事態条項を憲法に入れようという声が自民党や政府の方から上がったたり、首相が安倍さんから菅さんに代わる、などの情勢の変化がありました。そのためタイトルを「緊急事態条項は憲法に必要か！」に変更して講義していただくことにしました。鎌倉・九条の会で清水雅彦さんをお呼びするのは4回目になります。

日本体育大学で憲法を教えている清水です。新型インフルエンザ等特措法の問題、緊急事態条項、9条改憲、大きく3つのテーマで話をします。

新型コロナウイルスは、ワクチンが開発されていませんし、高齢者や基礎疾患を抱えている人が感染すると亡くなる可能性が高い、非常に怖いウイルスです。一方で過剰な反応もあります。感染者数(正確には感染者確認数)の数字が独り歩きをして、毎日振り回されています。100%防ぐのは無理で誰もが感染し得る。感染しないようにという過剰な圧力で感染者が攻撃される異常な状況も生まれていて、人間社会、報道のあり方、私たちの姿勢が問われています。

『新型インフルエンザ等 対策特別措置法と緊急事態 宣言・緊急事態条項論』

民主党政権のときに作られたこの法律を安倍政権は3月13日に法改正しました。そして4月7日、法律の32条に基づいて緊急事態宣言を発出しました。

32条……「新型インフルエンザ等……が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」

「おそれ」、「甚大な影響」などの

あいまいな表現を使っている、私権制限もできるから、この特措法自体についてきちんと議論しなければいけません。

法内容く新型コロナウイルス等発生後（dまであり）

・ a 都道府県対策本部長による公私の団体・個人に対する必要な協力要請（24条9項）

法内容く緊急事態宣言発出後

緊急事態宣言を受けてできること。

45条は強力なことができます。

・ f 特定都道府県知事による住民に対する外出自粛要請（45条1項）

・ g 特定都道府県知事による学校・社会福祉施設・興行場等の管理者・使用者に対する使用・催物の開催の制限・停止等の要請・指示（45条2項・3項）

さらに、電気・ガス・水道、運送・電気通信・郵便、物資の運送、医薬品・食品の売渡し、土地の使用・物資の収用等についての義務・命令の条文がある。

24条に基づく休業要請は、45都道府県。45条に基づく休業要請は、21都道府県。休業指示は、5県。住民への外出自粛要請は全都道府県。45条を使って対応したこと

は限られています。宣言を出す前から、各都道府県の判断で24条に基づいてやればよかったです。

脅かされる憲法の権利・自由

・ 自己決定権（13条）、表現・集会の自由（21条）、移動の自由（22条）、学問の自由（23条）、教育を受ける権利（26条）、財産権（29条）、営業の自由（22・29条）

・ 裁判の公開（82条）、生存権（25条）、非軍事平和主義（9条）、プライバシー権（13条）

憲法13条は生命・自由・幸福追求権で、ここから自己決定権というものも保障されます。

専門家会議が出てきた「新しい生活様式」。働き方についてもテレワークやローテーション勤務を推奨しています。感染リスクは下がるものの、労働時間延長など、労働基準法が守られない可能性があります。

本来、組合や労働者と使用者が働き方について協定を結ぶべきなのです。これらは憲法13条に抵触してくる場合もあります。

3月に小中高校が一斉休校しました。休校は学校の設置者が決めることで、安倍首相ではありません。かつて教育は私事でありましたが

公教育が導入され、憲法26条の教育を受ける権利が保障されたのです。休校で家庭や学校の経済力により子どもの教育環境に差が生まれてしまいました。一斉休校は法的根拠も科学的根拠もない大問題です。

休業要請は憲法で保障される営業の自由を侵害します。法律に休業の補償規定も入れるべきです。

一部自治体で制裁的にパチンコ店の店名公表をするなどの運用問題もおきました。

このようにさまざまな権利・自由の侵害が出てきたのです。

立憲民主、国民民主、一部市民は緊急事態宣言に当たり、国会に事前報告するという附帯決議で妥協しましたが、国民の代表機関である国会できちんと議論する事前承認にするべきでした。

・ 感染症法（1998年制定）
「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。／…：感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、…：感染症に迅速

かつ適確に対応することが求められている」との人権に配慮した文言。インフルエンザ特措法には無い。

宣言が出る前から、新型コロナウイルス対策と連動して緊急事態条項改憲に誘導する議論が出てきました。

・ 1月30日 自民党・伊吹文明氏「緊急事態の一つの例。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいい」
・ 4月3日 与党が議院憲法審査会を開いて国会の機能を確保する方策を議論したいと野党に提案

・ 4月7日 安倍首相、衆議院議院運営委員会「緊急事態条項について憲法審査会で活発な議論を期待」

・ 5月3日 安倍首相、改憲派集会にメッセージ「緊急事態について国会の憲法審査会で議論を」

憲法の観点から考えることが大事で、憲法で保障された権利・自由の侵害をさせないことです。

・ 憲法理念の実現…：軍事によらない9条に基づく「総合安全保障論」（防衛費を削減して医療・福祉・教育などへ回す、「国家の安全保障」から「人間の安全保障」へ）と25条に基づく福祉国家の実現へ、民主主義・立憲主義の回復・徹底
権力者は憲法に基づいて政治をしなければいけません。軍事に偏重

した安全保障を変えていかなければ。韓国では、コロナ対策のために軍事費を減らすことにしましたが、安倍-菅政権では一向に減らしません。カロリーベースで食料自給率38%、こんなに低いのは異常です。食料の安全保障、エネルギーの安全保障、自然災害からの安全を考えるべきなのです。

もう一つは、憲法25条の生存権に基づいて福祉国家をつくるべきなのですが、80年代の新自由主義改革以降はむしろ逆行しています。全国保健所は91年・92年の最大852か所が465か所に。ICUは、人口10万人あたりアメリカ34・7床、ドイツ29・2床に対して日本は13・5床。医師の数も人口千人あたりOECD平均3・5人に対して日本は2・4人、これはOECD37か国中32番目。このように新自由主義改革のもとで医療関係を削り続けてきたことが、コロナ対応において日本の医療が不十分なものであったことの大きな原因です。

今回あぶり出されたもう一つの問題は、東京の一極集中です。こんな狭いところに1400万人も住んでいる。10人に1人が東京都民です。だから感染者数は人口比で明らかに多くなっている。各地でも県庁所在

地で感染者が多く出ています。だから、一極集中を今後変えていく政策が求められていると思います。

あとは市民と警察の過剰反応の問題です。警察官が昼間マスクを着けていない人を見つけると交番まで同行するとか、緊急事態宣言期間中にパトカーが運転中の車を止めて「どこに行くのか」と質問をしたり、警察官が手に警棒をもって歌舞伎町をパトロールしたり、過剰な行動が目につきました。こうした警察の行動を助長したのが市民の姿勢です。愛知県警の事例ですが、コロナ関係の通報が2月13件、3月40件、



4月224件と増えていき、その通報の内訳は「店が自粛していない」「外で子どもが遊んでいる」「公園でバーベキューをしている」「外で男女がいちゃついている」「バスで咳をしている」というものでした。このように市民にも過剰な対応が見られました。

政府による権利・自由の制限ではなく、市民が監視を合せて自由を過剰に制限したことについては、検証が必要と思われる。

『改憲論』における 緊急事態条項論

① 憲法の保障

憲法とはそもそも封建時代に散々悪さしてきた国家権力が悪さをしないように作られたものです。いかに国家権力を縛るのかが憲法なのです。そのため、公権力が憲法を侵害するような場合に、憲法規範の回復・予防措置が必要で、これを「憲法の保障」といいます。これには以下の2つがあります。

② 憲法内的保障（日本国憲法に規定あり）

憲法81条には違憲審査制が規定されています。多くの国でこの違憲審査制が導入されたのは、ナチスの経験によるものです。ユダヤ人の大量虐殺は、議会の多数派が常に正しいとは限らないことを教えてくれました。多数派の暴走を防ぐ手段として、間違っている場合には是正していくのが立憲主義の考え方です。

橋下徹氏はよく「選挙で勝ったら何をやってもいいんだ」という言い方をされる。数が多い方が必ず正しいという発想は、単純多数決主義の民主主義観であって第2次世界大戦後の民主主義観ではありません。民主主義が誤った判断をしたときには、立憲主義の観点からは正していく、これが第2次世界大戦後の民主主義観なのです。さらに、憲法99条には公務員に対して憲法尊重擁護義務を課しています。実際に国家権力を行使するのは公務員だからです。従って99条の文言には「国民」は入っていない。

そして三権分立でお互いを牽制させるのです。憲法96条には憲法改正の手続きが規定されています。通常の法律改正よりもハードルを高くしているのが特徴。これを硬性憲法といい、法律のように簡単に変えてはいけないうようにしているのです。

こうした形で憲法を守る規定が憲法には定められています。

③ 超憲法的保障（日本国憲法に規定なし）

これは憲法に書かれていない憲法の護り方のことで、抵抗権と国家緊急権があると言われています。前者は広く認められています。後者については憲法学界の多数派は日本では認められないと考えています。

中山太郎氏の「緊急事態に関する憲法改正試案」（2011年）

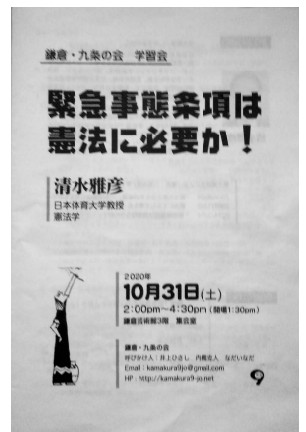
これは、最近の議論に影響を与えたものです。中山太郎氏は、東日本大震災発生時民主党政権でしたが、時の政府の対応が不十分だったのは、憲法に緊急事態条項がないからだという議論を始め、独自の条文案を作った。この中山試案の問題点としては、拡大解釈が可能となる曖昧な規定、自然災害と戦争を混同する乱暴な議論、首相の権限強化、人権の制限、復興の遅れを憲法のせいとする視点の誤り等が指摘されます。自民党は2012年に憲法改正案を策定した際に、中山試案を受けて緊急事態条項を入れ込みました。

自民党の「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日）第9章緊急事態

この草案では、98条1項で内閣総理大臣が緊急事態宣言を発することができ、99条1項で法律と同一の効力を有する政令を作れ、99条3項で国民はその指示に従わなければならないと書かれています。これらの条文の問題点は、中山試案と共通しており、戦争と自然災害を一緒くたにして扱っていること。首相の権限を強化し、国民の人権が制限されること。さらにはナチスのやった政令政治を招きかねないことが指摘できます。

自民党の「4項目改憲案の緊急事態条項」

これは2018年に自民党が4項目に絞って改憲案を作りますが、その一つが緊急事態条項です。73条の2を見ると、「戦争」「内乱」という言葉がなく、「大規模な災害」としか書いていないため、2012年改正案と比べて一見無難な内容と思われませんが、「国民保護法」の中に「武力攻撃災害」という定義があるため、戦争も除外はされていないのです。64条の2には国会議員の任期延長が書かれています。現在



の二院制および解散のない参議院が半数改選であることを踏まえると、衆参両議院がともに任期切れになることは緊急事態が極めて長期にわたらない限りありえません。

国家緊急権を容認する事例

外国の憲法の事例です。イギリスはそもそも憲法自体がない。アメリカの憲法には書かれていない。規定があるのはドイツ、フランスです。ドイツは防衛事態の認定は議会が行いますし、憲法裁判所に統制権を持たせている。フランスはアルジェリア危機の時に一度発動されましたが批判が多く、その後1回も発動されていません。いずれも非常に慎重な対応をしていると言ってよいでしょう。一方、日本の大日本帝国憲法にはこの規定がありました。

日本国憲法の場合

緊急事態条項が戦前の大日本帝国憲法にはあり、現在の日本国憲法にはないのは、やはり戦前への反省から規定しなかったと理解すべきだと思います。現在の法制としては、それぞれの緊急事態に対応するための法律が「災害対策基本法」「警察法」「自衛隊法」「有事法制」として既にあります。これらで十分対応できるはず。これらの法律では不十分だと主張するのであれば、そのことをきちんと論証すべきです。しかし、自民党はやっていない。被災地からは、国よりも被災地の自治体に権限をという主張があるくらいです。このように戦前の日本やドイツの例を見ても緊急事態条項は非常に危険なものであり、日本国憲法に入れなかったことは正しかったといえるべきです。

『9条改憲論の検討』

従来の9条改憲案

自民党はこれまで2005年と2012年の2回改憲案をつくりました。2005年のは、舛添要一さんが中心になってまとめたもので、

彼はリベラルなので結構無難な内容になっていきます。それでも9条の2の1項で自衛軍を設置するとしていました。

これが2012年のものでは復古色を前面に出して第9条第2項を「自衛権の発動を妨げるものではない」と変え、第9条の2第1項では「国防軍を保持する」としたのです。戦後の改憲論のターゲットは、自衛隊は憲法違反との解釈を生みだす9条の2項でした。ですから2項を残すという発想は非常に少なく少数派でありました。

9条解釈と9条の意義

憲法学界の多数派は、自衛隊は違憲と考えます。もちろんシジユメに書いたようにいろいろな考え方があります。第1次世界大戦を受けて、二度と世界戦争はしないという反省に基づき1919年国際連盟規約がつくられ、侵略戦争に制限をかけた。しかし、制限だけでは不十分として1928年に不戦条約をつくって侵略戦争を禁止する国際法となりました。

不戦条約では自衛権行使は認めているので、自衛権行使は事実上括弧つきの「自衛戦争」になりますから、括弧つきの「自衛戦争」はいいけれ

ども、侵略戦争はだめだとしたのが不戦条約になります。でも、日本のように、自衛の名のもとに侵略戦争をする国が出てきたので、国連憲章では、括弧つきの「自衛戦争」も制限するんですね。今の国連憲章は、野放しの自衛権行使は認めていません。制限しています。

9条は1項で、シジユメに書いてあるように、AとB2つ考え方があります。

・A説：「国際紛争を解決する手段」としての侵略戦争を放棄→1928年不戦条約の解釈

・B説：自衛・侵略の区別は無理なので自衛戦争を含む一切の戦争放棄→先の日本の戦争の反省

私はB説の立場に立っています。B説の立場に立てば、括弧つきの「自衛戦争」も認めないという立場なので、このような戦争違法化の最先端に位置つけることができます。

9条「加憲」論

ずっと安倍首相はその後も国会などで「憲法は国の未来、理想の姿を語るものです」と言っています。法学部出身なのに、勉強してこなかったというのが分かる発言で（笑）。憲法というものは国家権力を縛るというものであって、理想を語るもの

ではないのです。ところで加憲論の検討ですが、これは2018年3月に自民党が一本化した条文案です。

条文案

・9条の2「①前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

これは非常に巧妙で、自衛隊法3条は、自衛隊は国の安全を保つための組織にしていますから、自衛隊の活動範囲は、基本的には国内に限定されていくわけですが、国民の安全を保つための組織にしてしまうと、海外にいる国民の安全を保つために海外に出ていくことを正当化できるという意味で、非常に巧妙な文言の追加になります。

また、条文で「必要な自衛の措置」となっていますが、ここには集団的自衛権も入ります。しかもこれ、限定していませんからフルスペックの集団的自衛権行使がこの文言で可能になってしまふという改憲案です。

自衛隊法7条は「内閣総理大臣は、内閣を代表として自衛隊の最高の指揮監督権を有する」となっています。で、「内閣を代表して」というのは憲法や内閣法の規定に基づくもので、「内閣を代表して」という場合は閣議決定が前提になります。

でも、「内閣の首長たる」という表現に変えるということは、閣議決定は前提にしません、首相の判断一つで自衛隊を出せます。すなわち、9条の2の自衛隊加憲案というのは、首相の判断一つで集団的自衛権行使もできる自衛隊を海外に出せるという提案をしてきたのです。

当然、自衛隊違憲が憲法上言えなくなるのです。一般市民の中では今、自衛隊合憲論が多数ですが、私たち憲法学界では、自衛隊違憲論者がまだ多数派です。自衛隊違憲論者が6割弱に対して、合憲論者は2割強しかいません。

9条2項の「空文化」「死文化」

9条2項は残っても、9条の2のほうで例外規定になってしまいます。法学一般の後法優先の原則からすれば、後にできた法のほうが優先しますから、2項は残っても、空文化、死文化してしまいます。

だからこれは、自民党などが言う

「加憲」と言うよりは、「改憲」、あるいは、壊す憲法の「壊憲」と言ったほうがいいと思います。

一方で、9条の2の加憲論の中で、これを批判する人たちの中で、弁護士、あるいは、憲法研究者の中でも、「徴兵制が合憲になるんだ」という議論がありますが、私は9条の2だけでは徴兵制は合憲にはならないと思います。それは、憲法18条で意に反する苦役からの自由を保障していますから、政府も18条があるので、徴兵制は違憲だという立場を取っています。だから、18条を変えないと徴兵制はやはり合憲にはならないと思います。

「積極的平和主義」と

消極的平和・積極的平和

安倍政権が言ってきた「積極的平和主義」ですが、これは日本国際フォーラムという民間シンクタンクの提言に乗った表現だと思っています。

この日本国際フォーラムが言ってきたのは、憲法9条は消極的受動的平和主義だから、これを積極的能動的平和主義に変えるべきだと。その内容は、非核三原則の見直し、武器輸出三原則の見直し、そして、集団的自衛権行使の容認、軍事に係る秘密保護法制の整備などを2009年

に提言しています。でもこれは、「積極的平和主義」という表現を使っていますが、中身を見れば、そうではなくて、積極的軍事主義といえるものだと思います。

憲法学、平和学では消極的平和と積極的平和という概念で議論するのですが、消極的平和というのは「何かをしないこと」によって得られる平和」という考え方であって、だから戦争をしないというのが典型です。

これはまさに憲法9条の考え方で。さらに、積極的平和という概念がありません。積極的平和のほうは「何かをすることによって得られる平和」という考え方なのですが、これは憲法前文に出てきます。

構造的暴力は何かというと、戦争という物理的な暴力だけではなく、構造から生じる貧困・飢餓・抑圧・阻害・差別など、これも暴力と捉えて、これをなくそうというのが積極的平和の考え方です。そういう発想が憲法の前文に入っています。しかも、前文の平和的生存権、これはある意味非常にラディカルなのは、権利主体が日本国民ではないのです。全世界の国民になっています。ということとは、日本国民だけが戦争と貧困のない状態で暮らせばいいという一國平和主義ではなくて、世

界から戦争と貧困をなくそうという立場に立っているのが日本国憲法の前文になるのです。

国連も言うように、テロの背景には貧困問題がありますから、テロをなくすには、アメリカのように戦争をしても完全になくすことはできません。時間がかかりますが、やはり世界から貧困問題をなくさないといけないのです。

今後の運動の課題

よく運動する側もマスコミなども「市民と野党の共闘」という言い方をしますが、私はこれは正確ではないと思います。正確には「労組と市民と野党の共闘」です。

やはりこの間の共闘を作った大きな原動力は、2014年12月に誕生した、「総がかり行動実行委員会」です。それぞればらばらで活動していましたが、2014年6月、7月の閣議決定を前にして、「1000人委員会」と「9条を壊すな！実行委員会」が共闘して、国会周辺で一緒に行動を始めました。

2014年12月に「総がかり行動実行委員会」ができたものの、そんなにストリートには行かないのです。当初は憲法共同センターや共産党系とは一緒ではなく、ばらばらで

やっていたのですが、6月、7月に2団体の共闘ができ、さらに9月、11月に共同センターが連帯して参加する共闘ができる中で、平和フォーラム自身も、「1000人委員会」の組織が都道府県単位でどんどんできていったので、安倍政権に対抗するには自分たちだけでは勝てない、憲法共同センターとも一緒にやらなければならぬという認識に達したのです。それが2014年12月に「総がかり行動実行委員会」を誕生させた要因です。

分裂していて、従来それぞれ独自に行っていた、東京の5月3日の憲法集会（日比谷公会堂の集会）と平和フォーラムの集会が「総がかり行動実行委員会」ができた結果、2015年5月3日の憲法集会は統一集会になりました。

統一集会ができましたので、その場に共産、社民だけではなく、民主党の国会議員も参加しました。



これは画期的なことです。

それができたから、2016年の参議院選挙の1人区で野党統一候補が誕生し、2017年の衆議院選挙でもかなりの選挙区で野党共闘でき、2019年の参議院選挙でもまた1人区の共闘ができました。

その間に、市民連合、あるいは、全国市民アクションもできましたが、「総がかり行動実行委員会」という形で、平和フォーラムと共同センターが共闘しなければ、こういう動きはできませんでした。労組やナショナルセンターが関わっていないと、市民だけでは都道府県の大きな集会とか運動ができませんし、なかなか政党を動かすことができません。そういう意味で、やはりこの間の共闘は「市民と野党の共闘」ではなくて、これは「労組と市民と野党の共闘」なのです。

これを発展させ、十分な成果を出すためには、参議院選挙1人区は、候補者を一本に絞りますから共闘しやすくなります。でも、参議院選挙での、複数区は野党間の調整が十分できません。結構共倒れし、調整しにくいと勝てません。

共闘は、これまでも連合と全労連、全労協に分裂した経緯がありますから、地域によって温度差があります。

東京、千葉、神奈川は共闘が十分できていません。やはりこれでは勝てるわけがないのです。そこに市民や市民団体が間に入って、労組をつなげて、それで、「労組と市民と野党の共闘」を作っていくかないと、自民党には勝てません。

やはり自民党が強いのは、権力を握るために大同団結できるからです。公明党も、ある意味、したたかというか、権力のうまみを知ってしまいましたから、ずっと自公の連立を組んでいます。

それを見ると、相変わらず立憲民主と国民民主がまだ一緒に成れない、もっと共闘を作っていくかないと勝てない。ぜひ鎌倉、あるいは、神奈川で、皆さんも「労組と市民と野党の共闘」を強固にするための取り組みを続けていただければと思います。

それでは、時間が過ぎましたので、これで終わりたいと思います。



Q：硬性憲法についてですが、改正するのにも法律と違って、平和主義とか基本的人権という柱は絶対に譲ってはいけないという考え方が硬性憲法というわけではないのですか。

A：硬性憲法、軟性憲法の違いは、「憲法改正の限界」という議論もあります。

日本国憲法の場合は、三大基本原理は変えてはいけないと考えていて、差別主義的な極右政党なんかが多数を握って、憲法改正の発議、例えば、女性や外国人を差別してもよいと、14条を変えてしまつとか、国民主権を天皇主権にするとか、そのような憲法改正を提案して数の力でやつたとしても、それは憲法改正の限界を超えるので、無効だというふうに考えます。それは憲法改正ではなくて、新しい憲法の制定になるので、

憲法改正は今の憲法の枠内で条文の修正とか追加とか削除を行うことなので、改正の限界を超える改正はできないと考えます。

ただし、平和主義については議論があり、9条も解釈の幅がありますから、平和主義という柱はなくすることはできませんが、9条を変えて、自衛隊改憲のこういう内容のものは改正の限界を超えるのか超えないのかというところは、議論はあると思

います。

Q：菅首相が学術会議の問題について憲法15条を持ち出し、公務員の選定罷免権とか、書いてありましたが、このことの可否と、その意味について、お考えをお聞かせください。

A：15条1項を持ち出してきたのは、2018年の内閣府日本学術会議事務局と内閣法制局とがつくった文書の中に「15条を根拠に必ず任命しなければいけない義務ではない」という言葉を国会で菅首相が言っています。

83年の中曽根首相の国会答弁でも「任命拒否できない」と言っています。その解釈を変えるには、国会で首相が答弁を正式にやるとか、内閣法制局長官が説明しなければいけないはずなのに、国会軽視も甚だしいです。

学術会議法の文言からしても、学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するとなっています。法律全体を見た場合も、学術会議の会員を辞めさせる場合には、内閣総理大臣が勝手に判断して辞めさせることはできなくて、学術会議のほうが「この人は不適格だから辞めさせてほしい」という要求を出さないと、辞めさせることはできません。

憲法に明記されている国民の公務

員の選定罷免権は、国会議員を選挙で選ぶことや、地方議会の首長や議員を住民が選挙で選ぶこと、あるいは、最高裁判官について、国民審査で罷免できるということに限定されていて、それ以外の公務員はどうするかというのは、国民の代表機関である国会で法律を作って決めていくことです。だから、法律がないところで、15条だけであいう解釈はできません。

では、学術会議についてどうかといえば、学術会議法を見ないで15条だけをもって罷免できるんだ、拒否できるんだということは、到底成り立たない論理だと思えます。そういう意味では、今回の学術会議の任命拒否というのは、憲法上も法律上もできない、不当な拒否行為だといふふうに思います。

Q：お話の中で、自衛隊の合憲、違憲かというところで、学者の大体56%の人が違憲だと言い、合憲だという人が少ないが、一般の人たちは、多数が合憲じゃないかと思っている人たちが多いという話でした。なおかつ、国会では改憲派の人たちのほうが3分の2の議席を超え、圧倒的に危ないような状態もあります。何故今まで改憲できなかったか。それ

から、今度の菅首相はどうしたら改憲はあきらめたという状態になるのでしょうか。

A：改憲勢力が国会で多数を占めても改憲できないというのは、国民投票へ持ち込んでも勝てないと向こうが判断したから。それは世論調査をしても、国民自身は改憲自体にはそんなに積極的ではないからです。自民党が多数を占めているからといって、国民も同じようにみんな改憲を望んでいるかといったら、当然そういうことはありません。

選挙制度のゆがみもあり、衆議院小選挙区制は得票の4割で7割ぐらゐの議席を取れますから、民意を正確に反映していません。議席だけで、国民が自民党を全面的に信任したと考えるのは間違っています。私は、選挙制度は全て比例代表制にすべきだという立場です。自民党が勝っても改憲できなかったのは、世論が望んでいないからです。

菅首相は安倍首相ほど思想がない人なので、改憲も安倍首相ほど熱心にはやらないと思います。国内の改憲勢力、タカ派勢力を自分の味方につけるため改憲を主張している。自民党内は来年の自民党総裁選までの暫定政権と考えたが、菅首相本人は長期政権を狙っています。だから、



携帯電話料金値下げを含め世間受けしそうな提案を出し、オリンピックを成功させ、選挙で自民党が圧勝すれば、総裁2期目を狙っていると思えます。いつ総選挙があるかは諸説ありますが、コロナの問題を解決していない今すぐはないです。年明け1月を逃したら、3月までに予算を成立させないといけない。予算成立まで解散総選挙はあまりないと思えますね。今度はオリンピックが近く、都議会選挙もあるから、一般的にはオリンピックが終わった後じゃないかと言われています。

世論調査だと、「オリンピックをやらぬ方がいい」という国民が増えています。政府とIOCはやる気です。プロ野球開催は、観客を入

れて様子を見ている。

予定どおりオリンピックをやらず、国民が興奮しているのを利用し、選挙に打って出る可能性があるのでは。状況が変わる可能性はあると思います。政府が改憲をあきらめるのは、選挙で自公の議席を減らすことしかない。10月までに必ず衆議院選挙がありますから、労組と市民と野党の共闘をきちんと作り、可能であれば政権交代。それが無理でも、大幅に自公の議席を減らせば、とても改憲はできない状況になると思います。

Q：日本がアメリカの兵器を爆買いするのは、戦争をしたいがための準備でしょうか。

A：今の時代で積極的に戦争をした人はいない、自民党でも、あんまりいるとは思わないです。脅威をあおるのは、軍需産業を維持するためアメリカの兵器を買うこと、国内の防衛産業を維持することです。アメリカ自身が買え買えというのは、トランプから始まったのではなく、昔からアメリカは日本に要求している、買わざるを得ないのです。国内産業の維持という点でも、米ソ冷戦下でソ連が北海道に攻めてくると、北海道に陸上自衛隊を集中配備するソ連脅威論がありました。

例えば、九〇式戦車という九〇年代にできた戦車、これは三菱重工業などが中心に作った高性能、ハイテクな戦車で、北海道と富士山周辺に置くのです。重さが50トンはあるので、日本の主要国道の橋の通行可能率は65%しかありません。いま、ソ連脅威論がなくなったから陸上自衛隊の配置替えもしていますが、その戦車を本州に持ってきて演習をする場合には、下の部分と上の部分を分解して運んでいます。分解して運ぶ戦車は有事に役立ちますか。でも、脅威だ、脅威だと言えば、国民の税金で高額な戦車を作れます。

ソ連脅威論がなくなって、中国と朝鮮脅威論に変わりました。確かに中国の怪しげな動きを、東シナ海を含めてあちこちで警戒しなければいけません。少なくとも朝鮮は脅威にはなりません。ミサイルを撃ってきたが、全部ミサイルでなく、人工衛星の打ち上げの失敗もあります。いきなり朝鮮が日本にミサイルを撃ち込んだら、全世界を敵に回して朝鮮の金体制は一気に崩壊します。もし朝鮮が日本にミサイル撃つとすれば、アメリカと朝鮮が戦争になったときです。

90年代、クリントン政権は朝鮮の核施設を攻撃しようとしていました。

一歩手前まで行きましたが、日本に後方支援を要求したら、有事法制がないから1000項目以上の後方支援ができないと断られた。カーター元大統領が訪朝して金日成首席と会い、90年代の朝鮮の攻撃は回避されました。その後もアメリカ自身は、場合によっては朝鮮を攻撃するつもりで体制を組んできました。もし朝鮮を攻撃すれば、日本に在日米軍基地があるから、報復として朝鮮が日本を撃つのは当然です。ミサイル問題はやはり、アメリカを交渉の窓口につけさせるためのもので、日本を狙っているわけではありません。きちんと、アメリカと中国、ロシア、日本、韓国を巻き込んで、朝鮮半島の戦争を終わらせることです。いまだに朝鮮戦争は停止状態が続いています。あとは、朝鮮半島全体の非核化



をして南北朝鮮が、アメリカを巻き込んだ戦争をしない状態にすれば朝鮮脅威論はなくなります。

軍備増強ではなく対話によって平和を追求しなければいけないと思います。

元朝日新聞記者の田岡俊次さんの新書によれば、防衛や外交官僚は仕事として中国や朝鮮脅威論と言いが、本当に中国や朝鮮が日本を攻撃するとは思っていません。中国や朝鮮が攻めてくるという自民党政治家をタカ派ならぬ「バカ派」(笑)と紹介している。平和運動の側もバカ派にならないようにしましょう。

Q: 安倍政治の消失によって、一旦、菅首相の改憲の動きは停滞するのではないか、しかし野党を見ると、改憲の動きに火がつけられるのではないのでしょうか。

A: 改憲の動向は、コロナ、オリンピック問題がありますから、改憲を重要課題として菅政権が選挙をやるとは思いません。それは急ぐ必要もありません。もしそれにエネルギーを使ってコロナ対策ができなかったら、すぐに崩壊します。菅内閣も、国内のタカ派勢力の支持を取り付けなければいけません。日本会議系の国会議員を相当、閣僚に入れていま

ですので、そういう政治家の動きによっては改憲の動きが出てくる可能性はあります。

自民党改憲チームのトップの衛藤さんは、かなり暴走するタイプで要注意です。年内に改憲の条文案を作りたいと話したら、慎重派の新藤さんあたりから、言い過ぎだと批判されるぐらいです。衛藤さんの動きは、状況から見れば、そんなに急いでやる動きではないと思います。

自民、公明は、参議院で3分の2を切っています。改憲自体は、維新の会が改憲問題について国会質問をしています。あるいは、国民民主が、改憲に向けた動きをする可能性があまりあります。自民党の批判だけではなく、特に国民民主の議員に対して、今は改憲問題ではないだろうと言うべきだと思います。

私の本で、山尾志桜里さんを名指して批判しました。山尾さんが17年の衆議院選挙に当選した後、9条の改憲論を言って悪質なのです。本人は、不倫報道された倉持麟太郎弁護士の影響を強く受けて、憲法9条を変える必要があると言っています。

それに、小林よしのりさんが乗って、倉持、山尾、小林よしのりの3人が一緒に集会をやり、個別的

自衛権に限定した改憲をやるべきだと一生懸命言っています。私は、論理的に間違っていると、本の中でも批判しています。自民党と一緒になつて憲法審査会で議論する可能性がありません。今はそういう状況ではないと、言わなければいけないと思います。

Q：安倍政権のときに自ら自衛隊を書き込むと述べていましたが、憲法擁護義務違反になるのではないのでしょうか。

A：国会議員の場合であれば、憲法改正の発議権がありますから、ある程度自由な議論はできますが、行政の内閣総理大臣が憲法に否定的な発言をするのは、当然99条違反が問われます。

私も本で書いています。99条違反は、裁判で争い、裁判で決着する問題ではなくて、政治の場で決着する問題で、政治的責任は問われると思います。

要約・文章化の責任は
鎌倉・九条の会にあります。

参加者の感想 いくつかご紹介します。

★とても良かったです。ただ、飛ばし過ぎでは？盛り沢山だから？今後の運動については、実際の、大共感です。若い人の接し方は、今後気を付けます！

★とてもスピーディでしたが、解り易いお話でした。刺激を受け、少し自分でも学ぼうと思いました。

★大変にわかりやすく、自分の考えが間違えていないと確信することが出来て、感謝しています。たくさんの人たちと話しを広めて、この会の主張を広めていきたいと思えます。

★順序だてたお話でよかったです。27か国目の「軍隊のない国家」になるというのは素晴らしいことだけれど、どれだけ実現性があるのでしょうか。理想を忘れてはいけないとは思いますが、自衛隊を「軍隊」でなくすることはできるのでしょうか。「軍隊のない国家」としてやっていく未来があると信じたいと思います。

★9の日行動

毎月9日に、鎌倉駅東口地下道付近でパンフレットを配っています。

短時間でも一緒に！

平日 15:00～

土・日・祝日

11:00～

*2020年12月で162回になりました。

★成人式

毎年、封筒に鎌倉・9条の会作成の憲法手帳とパンフ「2分で分かる現憲法VS自民党憲法改正草案」とメッセージを入れて、成人式会場の芸術館前でお祝いを兼ねて配ってきました。残念ながら今年はコロナのため見送ることにしました。

幻となった今年のメッセージを載せましたので、お読みください。

成人おめでとうございます

世界中の人々が夢と期待をもって迎えた21世紀に入りもう20年たちます。2021年世界中がコロナ禍の中で新年を迎えています。忘れもない2001年9月アメリカでの同時多発テロの後、「戦争のない平和な世界を」という私たちの願いを嘲笑うかのように紛争や戦争が続きました。そして今もその不安は続いています。

そうした中で昨年「核兵器禁止条約」が発効されたことは私たちに明るい希望を抱かせてくれました。「戦争のない世界を！」「人の命や権利が大切にされる社会を！」「国や社会の進む方向を国民自身が決めることのできる政治を！」の3本の旗を掲げた日本国憲法によって戦後、私たちは戦争せずに歩むことができました。

同時に今多くの人たちが生きづらさや不安を感じながらの日常に直面している現実もあります。そうした中で、今「幸せに生きるとはどういうことなのか？」が問われているのではないのでしょうか。

成人式を迎えた今日、このことを一緒に考える機会にしてみませんか。

宮澤賢治は「世界全体が幸せにならないうちは、個人の幸福はありえない」という言葉を残してくれました。

2021年1月11日 鎌倉九条の会